

議事要旨(3)企業会計基準適用指針公開草案「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」について

冒頭、逆瀬副委員長(専門委員長)より、本適用指針は合併等対価の柔軟化に対応すべく、いわゆる三角合併の会計処理等について検討を重ねているものである旨、説明がなされた。続いて、波多野研究員から、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)の公表」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」に基づき、次の場合の会計処理について明らかにした旨、説明が行われた。

- ・子会社が親会社株式を交付した場合(いわゆる三角合併などの場合)であって、かつ、共通支配下の取引に該当する場合の会計処理
- ・親会社が子会社を株式交換完全子会社とする場合であって、かつ、中間子会社がある場合の会計処理

また、これらの改正と併せて見直しを行った字句修正についても説明が行われた。

審議の中では、出席した委員から、いわゆる三角合併に関連して、企業結合のストラクチャー次第で、企業結合後のできあがりと同じであるにもかかわらず、子会社の個別財務諸表の結果が異なってしまうこともありうるが問題はないかとの発言がなされた。

これに対して、事務局より、連結財務諸表では基本的に同じ結果になり、企業結合のストラクチャーが異なる以上、個別財務諸表レベルで異なる結果が生じることがあるのはやむを得ないと考えられる旨の回答がなされた。

また、いわゆる三角合併などの場合の会計処理について、関係する項が一覧できるような工夫があったほうがよいといったようなコメントがあり、工夫することとされた。

最後に、西川委員長から、議論が整理されてきたため次回の委員会で公開草案としての議決を考えたい旨が述べられた。

以上